

協 議 項 目 関 係 資 料 (協 議 項 目 9)

農業委員会に関する現状

平成 16 年 4 月 1 日現在

区 分		伊 那 市	高 遠 町	長 谷 村	合 計
委員の実数	選挙委員(人)	24	15	10	49
	議会推薦(人)	3	1	1	5
	農協推薦(人)	1	1	1	3
委員の任期満了日		H17.8.5	H17.2.6	H17.7.19	
農地面積(ha)		4,778	706	308	5,792
農業戸数(戸)		5,149	1,118	412	6,679
選挙人数(人)		13,063	2,414	1,088	16,565
選挙区		6	1	1	
選挙区の定数		伊那地区 6名 富県地区 3名 東春近地区 3名 西春近地区 3名 西箕輪地区 3名 美篤手良地区 6名			
部会の構成		1			

農業委員会に関する報酬の現状

職 名		報 酬 (円)					
		伊 那 市		高 遠 町		長 谷 村	
農業委員会	会 長	85,700	月	29,600	月	26,900	月
	副 会 長	53,400	月	26,100	月	19,000	月
	職務代理						
	部 会 長	45,900	月				
	副 部 会 長	41,600	月				
	委 員	41,100	月	23,400	月	19,000	月

協 議 項 目 関 係 資 料 (協 議 項 目 9)

農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令等 (関係法令抜粋)

1 . 地方自治法

第 1 8 0 条の 5

3 第 1 項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

1 農業委員会

2 . 農業委員会等に関する法律

(設置)

第 3 条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地 (以下「農地」という。) のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又は区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

(選挙による委員)

第 7 条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い 1 0 人から 4 0 人までの間で条例で定める。

(選挙の単位)

第 1 0 条の 2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

(選任による委員)

第 1 2 条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

1 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事 (経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理員) 各 1 人

2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 5 人以内

(委員の任期)

第 1 5 条 選挙による委員の任期は、3 年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

(部会の設置及び構成)

第 1 9 条 農業委員会に第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務を処理するため、農地部会を置く。

3 農業委員会に第 6 条第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事務及び同条第 3 項に規定する事務を処理するため、1 又は 2 以上の部会を置くことができる。

協議項目関係資料（協議項目 9）

3. 農業委員会等に関する法律施行令

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	1. その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 2. 10アール以上の農地につき耕作の業務を含む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が千百以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び33項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

4. 市町村の合併の特例に関する法律

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

1 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律（概要）について

（1）構造政策の推進に向けた体制整備を図るため、団体推薦委員について、推薦主体に土地改良区を追加する。また、団体の組合員も委員として推薦することができるものとする。

議会推薦委員の定数の上限を5人から4人に引き下げる。（第12条関係）

（2）農業委員会の部会制度の見直し

農業委員会が、地域の実情に即してより弾力的な部会運営を行えるよう、選挙委員定数21名以上の農業委員会においては、現在必置となっている農業部会の設置を任意とするとともに、その区域内を分けて複数の農地部会を設置することができることとする。（第19条第1項関係）

選挙委員定数に関わらず農地部会以外の部会を設置することができることとする。（第19条第3項関係）